

6. 安心・安全な職場環境

6-1. パートタイマーも健康診断を受けられる

Q：どうなる？こんなトラブル！

パートで働いているのですが、正社員には実施されている年 1 回の健康診断が、パートには実施されていません。

A：これがルール！

1 年以上の雇用継続が見込まれ、所定労働時間が正社員の 4 分の 3 以上であれば、正社員と同じように健康診断を受けられます。

また、所定労働時間が正社員の 2 分の 1 以上の場合は、健康診断を実施することが望ましいとされています。

■パートタイム・有期雇用労働者と健康診断

企業は、常時使用するパートタイム・有期雇用労働者に対し、労働安全衛生法に定められた健康診断を実施しなければなりません。

そして、「常時使用するパートタイム・有期雇用労働者」とは次の 2 つの要件を満たすものとされています。

- ① 期間を定めないで採用されたか、期間を定めて採用されたときでも 1 年（深夜業を含む業務、一定の有害業務に従事する者は 6 か月）以上引き続き使用（または使用を予定）されていること。
- ② 1 週間の所定労働時間が同種の業務に従事する正社員の 4 分の 3 以上であること。
また、1 週間の所定労働時間が正社員の 4 分の 3 未満のパートタイム・有期雇用労働者であっても、上記①の要件に該当し、1 週間の所定労働時間が正社員の 2 分の 1 以上であれば、健康診断を実施することが望ましいとされています。

なお、実施しなければならない健康診断は次のとおりです。

- ① 常時使用するパートタイム・有期雇用労働者に対しては、雇入れの際に行う健康診断、及び 1 年に 1 回定期に行う健康診断。
- ② 深夜業に常時従事するパートタイム・有期雇用労働者に対しては、当該業務への配置替えの際に行う健康診断、及び 6 か月に 1 回定期に行う健康診断。
- ③ 一定の有害な業務に常時従事するパートタイム・有期雇用労働者に対しては、採

用、及びその業務への配置替えの際と、その後に定期で行う特別の項目についての健康診断。

- ④ その他必要な健康診断。

■健康診断の費用

法律によって定められた健康診断は、実施することが企業に義務付けられた、いわば企業の業務ですから、その費用は企業が負担することになります。

これに対し、法律上義務付けられていない健康診断を希望者に実施する場合の費用負担については、労働契約や就業規則などによって決まることになります。

なお、健康診断を受けてから3か月を経過していない者を採用する場合で、当該健康診断の結果を提出したときは、企業は健康診断を省略できることになっています。このため、企業から、採用前に自分で健康診断を受け、その結果を提出するよう求められることがあります。この費用も、必ず企業が費用負担すべきとまではいえません。

■健康診断とプライバシー

企業は、健康診断を実施した際に、結果に従業員に通知する義務があり、その結果に基づいて、従業員の健康管理や適切な配置転換などの措置を講じなければなりません。また、健康診断に関する情報は重要な個人情報であることから、その取扱いは慎重にし、外部に漏れないようにしなければなりません。

なお、勤め先に自分の健康に関する情報を知られたくないため、企業が実施する健康診断を受けたくない人もいます。

この場合は、自分で必要な事項の健康診断を受け、その結果を提出することもできます。ただし、費用については本人負担にしてもよいとされています。